

4 2 3 - 6	滅紛失証券（利賦札）発見届の受理
-----------	------------------

4 2 3 - 6 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
---------------	---------------------

事務手順	取扱要領
①受付	<p>○ 証券（利賦札）滅紛失届が提出された証券・利賦札について、これを発見した旨の申出を受けたときは、滅紛失証券（利賦札）発見届を提出させる。</p> <p>● 届出人が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。</p> <p>⇒ 4 1 6 参照・委任状            ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書            ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">             発見届 記載例参照           </div> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が届出を受付けた場合には、受付時に発見届の取扱機関処理欄に日附印の押なつ等の方法により店名・受付日付を表示する扱いとしている。</p>
②証券（利賦札）滅紛失届（写）との照合など	<p>○ 発見届に記載・押印されている証券の要項、届出人の住所・氏名・印影が、滅紛失届（写）と一致していることを確かめる。</p> <p>● 後記③③のときは、発見届の印影が相違していても差支えない。</p> <p>* 発見届に記載の住所・氏名（記名）が滅紛失届（写）と相違するときは、所要の手続をする。</p> <p>⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い</p> <p>○ 発見届の処理欄に代理店名・受付日付のほか、滅紛失届（写）により「滅紛失届受付日付」を表示する。</p> <p>● 滅紛失届（写）の処理欄に「発見届受付日付」を表示する。</p> <p>⇒ 1 4 1 ②参照・代理店名などの表示</p>
③発見届の送付など	<p>○ 次の区分に従って取扱う。</p>

<p>① 減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書 代 証 券 交 付 が提出されていないとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発見届の欄外下部余白に「支払（交付）請求書未提出分」と記載し、業務局国債証券業務グループへ送付する。</li> <li>● 減紛失の取扱が中止され、業務局から印鑑票が返送されてくるので、前記3 1 3②に準じて取扱う。</li> </ul>
<p>② 提出された請求書を業務局へ送付しているが、代証券または減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けていないとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直ちに業務局国債証券業務グループへ連絡し、その指示により上記①または下記③により取扱う。</li> </ul>
<p>③ 業務局から代証券または減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けているとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発見された証券・利賦札を提出させ、失効証券類として取扱い、発見届と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 8 1 0 参照・失効証券類の取扱い</li> </ul>

○ 減紛失届（写）は、用済分として保管（保管期間1年）する。

4 2 3 - 6 - 2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
---------------	-------------------

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	<p>○ 証券（利賦札）減紛失届が提出された証券・賦札について、これを発見した旨の申出を受けたときは、減紛失証券（利賦札）発見届を提出させるとともに、届出人の本人確認書類を呈示させる。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項</p> <p>● 届出人が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">       発 見 届 記載例参照     </div> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が届出を受付けた場合には、受付時に正当な権利者であることの確認および本人確認書類の記録事項の記載をして、発見届の取扱機関処理欄に日附印の押なつ等の方法により店名・受付日付を表示する扱いとしている。</p>

②証券（利賦札）  
減紛失届（写）  
との照合など

- 発見届に記載されている証券の要項、届出人の住所・氏名が、減紛失届（写）と一致していることを確かめる。  
\* 発見届の記載事項が減紛失届（写）と相違するときは、所要の手続をする。  
⇒ 429参照・同時請求の取扱い
- 発見届に記載されている届出人の住所・氏名が届出人の本人確認書類と一致していることを確かめる。
- 発見届の処理欄に代理店名・受付日付のほか、減紛失届（写）により「減紛失届受付日付」を表示する。  
● 減紛失届（写）の処理欄に「発見届受付日付」を表示する。  
⇒ 141②参照・代理店名などの表示
- 発見届の「本人確認書類等の記録」欄に届出人の本人確認書類の記録事項を記載する。  
⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項  
\* 届出人である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあつては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。
- 本人確認書類を届出人に返す。  
\* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を届出人に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が届出人に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。)
- 次の区分に従って取扱う。

③発見届の送付など

<p>① 減紛失 利賦札元利金（償還金）支払代 証券 交付請求書が提出されていないとき</p>	<p>● 発見届の欄外下部余白に「支払（交付）請求書未提出分」と記載し、業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 減紛失の取扱いが中止され、業務局から氏名等届出書が返送されてくるので、前記313②に準じて取扱う。</p>
<p>② 提出された請求書を業務局へ送付しているが、代証券または減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けていないとき</p>	<p>● 直ちに業務局国債証券業務グループへ連絡し、その指示により上記①または下記③により取扱う。</p>
<p>③ 業務局から代証券または減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けているとき</p>	<p>● 発見された証券・賦札を提出させ、失効証券類として取扱い、発見届と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 810参照・失効証券類の取扱い</p>

- 減紛失届（写）は、用済分として保管（保管期間1年）する。



① 法定代理人等から請求を受けた場合の記載例

- 親権者のとき (住所) 親権者の住所  
(氏名) 「甲野一郎 (未成年者の氏名)  
親権者 甲野 太郎 (父) ㊦  
甲野 花子 (母) ㊦

② 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。

③ 一部の利賦札を滅紛失したもののときは、「○年○月○日渡～ または「○年○月○日渡」と  
する。  
○年○月○日渡 」

利賦札に表示された年月日どおりに記載する(改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない)。

④ 「滅紛失届受付日付」を表示する。

⑤ 代理店名・受付日付を表示する。

⑥ 滅紛失 利賦札元利金(償還金)支払 請求書が提出されていないときに表示する。  
代 証 券 交 付

⑦ 届出印廃止分の場合には、届出人の本人確認書類の記録事項を記載する。

● 届出人が記名者のときの記載例

- ・書類名称または番号：19
- ・発行番号等：第012345678900号
- ・発行体名称：○○公安委員会
- ・発行年月日：令和3年4月1日